

## <重要事項説明書>

### 1. 当ホームが提供するサービスについての相談窓口

電話 0956-29-3111 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 一ノ瀬 隆洋 太田 貴照

\* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

### 2. グループホーム花ぞ野の概要

#### (1) 事業所の名称等

事業所名称	グループホーム 花ぞ野
所在地	長崎県佐世保市折橋町58番地1
事業者番号	4270202718

#### (2) 当ホームの職員体制

(令和8年04月01日現在)

	資格	常勤	非常勤	業務内容		計
				専従	兼務	
管理者	介護支援専門員	1名(1)	0名( )		1名(1)	1名(1)
	介護福祉士	2名(2)	0名( )		2名(2)	2名(2)
計画作成 担当者	介護支援専門員	1名(1)	0名( )		1名(1)	1名(1)
	介護福祉士	2名(2)	0名( )		2名(2)	2名(2)
介護	看護師	1名( )	0名( )	1名	0名	1名( )
	准看護師	0名( )	0名( )	0名	0名	0名( )
	介護福祉士	4名(3)	1名( )	3名(1)	2名(2)	5名(3)
	その他	6名(1)	3名( )	9名(1)	0名	9名(1)

( ) 内は男性再掲

#### (3) 同ホームの設備の概要

定員	18名		
居室1人部屋	16室 (1室 13.68 m <sup>2</sup> )	エレベーター	1基
居室1人部屋	2室 (1室 13.87 m <sup>2</sup> )	浴室	2室 (36.34 m <sup>2</sup> )
居間兼食堂	2室 (123.62 m <sup>2</sup> )	厨房	2室 (44.88 m <sup>2</sup> )

### 3. サービス内容

#### (1) 介護保険給付の対象となるサービス

① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の立案

②入浴

週に少なくとも2回入浴していただけます。

ただし、身体状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

③介 護

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い、機能訓練等

④生 活 相 談

常勤の介護支援専門員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑤健 康 管 理

当ホームでは、年間1回の健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。また、毎月2回診察日を設けて健康管理に努めます。診察日以外でもご心配のときは、いつでも診察を受けられます。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

①食 事

②特別食の提供

③理美容サービス

当ホームでは、申し込みにて月1回理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

④行政手続代行

行政手続きの代行を受け付けることもできます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。ただし、手続きに係る手数料は別途徴収いたします。

⑤日常費用支払代行

⑥所持品保管

⑦レクリエーション

当ホームでは、レクリエーション行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

⑧任意後見に関する規定

当ホームでは、利用者が精神上的の障害により、事理を弁識する能力が不十分になった場合においても、利用者の人間としての尊厳に根ざした当然の権利が尊重されながら、様々な援助が可能なように、任意後見に関する相談を受け付けておりますので必要のある方はお申し出下さい。

4. 利用料金

(1) 基本サービス費等

敷金 100,000 円

(R7年4月)

介護負担 1 割負担		家賃・光熱費	食材費	合計
要支援 2 (749 円/日)	22,470 円/月	29,000 円/月  光熱水費 500 円/日  2	39,000 円 (1,300 円/日)	105,470 円
要介護 1 (753 円/日)	22,590 円/月			105,590 円
要介護 2 (788 円/日)	23,640 円/月			106,640 円
要介護 3 (812 円/日)	24,360 円/月			107,360 円
要介護 4 (828 円/日)	24,840 円/月			107,840 円
要介護 5 (845 円/日)	25,350 円/月			108,350 円

※ 収入により介護負担が2割又は3割になる場合があります。

※ 法改正にともない負担金変動があります。

初期加算	30円/日 (入居後30日間)
若年性認知症利用者受入加算	120円/日
医療連携体制加算 (I) イ	57円/日 (要介護1以上の方)
医療連携体制加算 (II)	5円/日 (II)
サービス提供体制強化加算 (I)	22円/日
生活機能向上連携加算 (II)	200円/月
協力医療機関連携加算	100円/月
退居時情報提供加算	250円/回
新興感染症等施設療養費	240円/日
入退院時費用	246円/日 (6日間/月)
退居時相談援助加算	400円/回 (利用者1人につき1回まで)
看取り介護加算	72円/日 (死亡日以前31日～45日)
	144円/日 (死亡日以前4日～30日)
	680円/日 (死亡日前日及び前々日)
	1280円/日 (死亡日)
科学的介護推進体制加算	40円/月
介護職員等処遇改善加算 (I)	介護職員処遇改善加算は、利用したその月の基本報酬と加算額の総額に18.6%乗じた金額です。

※当ホームは花ぞ野診療所と連携し24時間連絡体制をとっておりますので、要介護1以上の方は、医療連携体制加算の対象となります。

※おむつ代は実費負担です。

※今後、身体の状態に合わせて、食事形態(料金)の変更が必要になる場合があります。

## (2) その他

- ・ 居室に電化製品を持ち込まれる場合は、別途電気料金を徴収させていただきます。

### \* 電気料金表

テレビ	600円/月
冷蔵庫	500円/月
空気清浄機	1,500円/月
その他	350円/月

- ・ 理美容費・・・ カット 2,750円 パーマ 6,600円

## (3) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたします。27日までにお支払下さい。

お支払いただきますと領収書を発行します。お支払方法は、現金・口座振替・銀行振込とさせていただきます。

- ① 現金

事務所でお支払下さい。

② 口座振替

銀行預金口座から自動引落となります。

① 銀行振込

振込先 十八親和銀行 佐世保本店 普通預金 口座番号 2 8 9 6 9 2 6  
社会福祉法人幼老育成会 グループホーム花ぞ野  
理事長 土井 庸正

## 5. 退居の手続き

次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者が要介護認定において非該当又は要支援1となったとき。
- 二 入居契約書第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 利用者が入居契約書第12条により契約を解除したとき。
- 四 事業者が入居契約書第13条により契約を解除したとき。
- 五 利用者が共同生活住居を離れて1ヶ月を経過したとき、または1ヶ月以上離れることを予定して他所へ移転したとき。
- 六 利用者が他の介護保険施設へ入所することとなったとき。
- 七 利用者が死亡したとき。

## 6. 退居時の援助

利用者が当共同生活住居を退居するときは、事業者は、退居後の利用者の生活環境及び介護の継続性に配慮し、利用者及び利用者の後見人等に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報提供、保健医療サービスまたは福祉サービス機関等と密接な連携に努めます。

## 7. 当ホーム利用にあたっての留意事項

- ア 面会は午前9時から午後8時までの時間をお願いいたします。
- イ 外出、外泊は事前に職員にお申し出下さい。
- ウ お部屋での飲酒、喫煙はお断りいたしております。また、冷蔵庫を持ち込まれる方は、衛生上の観点から職員が定期的に冷蔵庫内の確認をさせていただきますのでご了承下さい。
- エ ホームでの飲酒を希望される方は、主治医の許可を受けて、職員にお申し出ください。
- オ 設備、器具の利用に際しては公共物ですので大切にお使い下さい。
- カ 現金、預金通帳、保険証等は事務所にて別に定める預り金管理規程に基づき預り致します。それ以外の場合で金銭貴重品を紛失されても当ホームでは責任を負いかねます。

- キ 所持品の持ち込みは必要最小限をお願いいたします。
- ク ホーム外での受診は事前に職員にお申し出下さい。
- ケ ホームでの宗教はご自由ですが他の皆様の迷惑になるような活動はお断りいたします。
- コ 動物類は衛生上持ち込みを禁止いたします。

## 8. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、後见人又は身元引受人に速やかに連絡いたします。

## 9. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族又は保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事業者の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は、富士火災海上保険株式会社（包括職業賠償責任保険）と契約を行っているので、その保険の補償の範囲内にて対応いたします。

## 10. 非常災害対策

### ア 防災時の対応

火災の際は非常ベルが鳴りますので職員の誘導に従い速やかに避難していただきます。その他非常の際は職員が誘導いたします。

### イ 防災設備

消防署へは非常通報装置を設置いたしております。

### ウ 防災訓練

夜間を想定した訓練と総合訓練を年2回実施いたします。その他、新人には消防設備機器等の取扱説明を行うとともに必要に応じ初期消火訓練を実施いたします。

### エ 防火責任者

管理者 一ノ瀬 隆洋

## 11. サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 当ホームご利用者相談・苦情担当

担当 一ノ瀬 隆洋 太田 貴照

電話 0956-29-3111（午前8時30分～午後5時30分まで）

### (2) その他

ご要望があれば、当ホームの職員以外に、月1回（第4水曜日）させぼ介護相談員「虹の会」より相談員が当ホームを訪問します。こちらでも相談・苦情等を受け付けていますのでご利用下さい。なお、下記の連絡先でも承っておりますので合わせてご利用下さい。

虹の会 住所 佐世保市天神2丁目17-25  
電話番号 0956-31-7127

(3) 苦情処理の手順

- ①はじめに、苦情・相談窓口担当者が利用者又は家族からの苦情・相談を受け付け、その内容を充分聴き、内容を確認した上で解決できると判断されるものはその場で解決します。
- ②窓口担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し管理者及び苦情・相談の対象になっている部署の責任者と協議し解決します。
- ③当該ホーム内で解決が困難な場合は、あらかじめ事業所が選任した第三者委員会（永田喜八郎氏、横田恵子氏）又は甲の後見人等が協議して合意した者の立会いのもと、当該利用者との話し合いを行い解決します。
- ④③での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に、苦情・相談の窓口のある国保連や行政機関に申し立てが出来る旨を伝え、速やかに当該案件の概要を当局へ報告し、その指示を仰ぐものとします。

行政等苦情受付機関

佐世保市保健福祉部長寿社会課介護保険係  
佐世保市高砂町5-1 中央保険福祉センター（すこやかプラザ） 3階  
TEL 0956-24-1111（代表）

長崎県国民健康保険連合会  
長崎市今博多町8-2 国保会館  
TEL 095-826-7291

1.2. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 幼老育成会
代表者役職・氏名	理事長 土井 庸正
本部所在地	長崎県佐世保市花園町205番地2
電話番号	0956-25-2019

○定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
  - イ 軽費老人ホームの経営
  - ロ 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
  - イ 保育所の経営
  - ロ 老人デイサービス事業の経営
  - ハ 介護老人保健施設の経営
  - ニ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

- ホ 老人居宅介護等事業の経営
- へ 障害福祉サービス事業の経営
- ト 老人短期入所事業の経営
- チ 小規模多機能型居宅介護事業の経営

○公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問入浴介護事業
- (3) 通所リハビリテーション事業
- (4) 短期入所療養介護事業
- (5) 特定施設入所者生活介護事業
- (6) 配食サービス受託事業

令和 年 月 日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の入居にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者乙 グループホーム 花ぞ野  
所在地 長崎県佐世保市折橋町58番1  
名称 社会福祉法人 幼老育成会  
理事長 土井 庸正

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用開始に同意しました。

利用者甲 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

(連帯保証人)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印